

令和8年度第1回茅ヶ崎市みどり審議会 会議録

議題	1 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における進捗状況報告（令和7年度実施事業）について 2 期末評価（方針1） 3 市民アンケートの項目案 4 その他
日時	令和8年7月2日（木）午後2時00分～午後4時00分
場所	茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 D会議室
出席者氏名	委員 一ノ瀬委員（会長）、岡田委員、萩原委員、鈴木委員、久保田委員 欠席委員 小谷委員、荒井委員 事務局 都市部 深瀬部長 都市部景観みどり課 高山課長、横田課長補佐、白濱主査、櫻田副主査、横井主事、鈴木主事
会議資料	別紙のとおり
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0人

○会議の開催にあたり、事務局から次のとおり報告があった。

- ・委員の過半数が出席しているため、審議会規則第5条に基づき、本会議は成立していること。
- ・会議の内容は公開とすること。
- ・会議については会議録作成及び公表のため録音されること。

○人事異動に伴い、事務局職員の紹介があった。

議題1 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における進捗状況報告（令和7年度実施事業）について

○会長

それでは、皆さん改めて、こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。本日は報告事項が3件とその他の議題となっています。

まずは、報告事項1「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の進捗状況報告書（案）（令和7年度実施事業）になります。

報告は、基本方針ごとにご説明いただき、質疑応答を設ける流れで進めたいと思います。

○事務局

それでは、報告事項1 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略における進捗状況報告書（案）（令和7年度実施事業）について、ご報告いたします。

この進捗状況報告は、本計画の第6章「計画の推進に向けて」に位置付けた、「計画の適正な進行管理」に基づき、計画の着実な推進を図るため、各課かいにおける取り組みを施策の進捗状況として、審議会に報告するものです。

資料1の2ページと3ページをご覧ください。こちらは、みどりの基本計画に関して行ってきた取組の経緯を示したものです。

4ページには計画の体系図として、将来像の下に基本理念があり、さらに3つの基本方針に対してそれぞれの施策があるということを表しています。

まず、基本方針1「人々が身近にふれあうみどりの充実」の進捗状況についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

基本方針1では、公園や市街地に残された樹林等の民有地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の提供やみどりの多様な機能を活用し、豊かな生活を送ることができるまちづくりを推進します。

自己評価に関しましては、「各施策の取組と効果を総括したもの」と、「課題と今後の方向性」に分けてお話しさせていただきます。

「各施策の取組と効果」に関しましては、施策ごとのページを参照しながらご説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

「2 指標の推移」ですが、こちらは基本方針1の指標となっているもので、計画の進捗状況を把握するものになっております。

基本方針1に関する取り組みについては、①「緑地の確保目標量」として設定した市街化区域面積における緑地面積の割合が、令和8年4月1日時点において、令和7年4月1日に比べ約0.5ヘクタール減少しています。一方、②の「都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量」の数値はおおむね現状維持しており、市街化区域における一定のみどりの保全・確保につながっています。

12ページをご覧ください。

公園整備の状況については、開発行為等により公園・緑地の整備が行われており、令和7年度の都市公園の整備状況は表の1番上の欄の数値を示しており、昨年度と比較し1箇所増加し188箇所となりました。しかし、比較的小規模な公園等が多く、身近なレクリエーション空間の十分な確保につながっていない可能性もあり、公園・緑地が不足している地域への整備も含め、今後もみどりによるうるおいのある空間整備に引き続き取り組む必要があります。

14ページをご覧ください。公共施設のみどりの充実についてです。

表の上から4列目の令和7年7月7日にオープンしました、道の駅湘南ちがさき等、公共施設の整備に伴う緑地については、地域の在来種を中心とした植栽計画について事業者等と協議を行うことで、地域のモデルとなる緑化の推進に取り組みました。

また、表の下から4番目の粗大ごみ処理施設整備事業については、緑化計画をもとに整備を進め、基準を満たす緑化率となり事業を完了することができました。

こうした取り組みに対する、課題と今後の方向性について申し上げます。

10ページの下段、課題と今後の方向性についてです。

市街化区域の緑地面積の割合が減少傾向にある中、地権者の理解・協力のもと保存樹林制度や借地公園、生産緑地等民有地におけるみどりの保全に取り組んでいます。

また、小・中学校をはじめ高度成長期に建築された多くの公共施設において、樹木の高木化や枯損木が発生する等課題が生じています。公共施設におけるみどりの保全とともに生物多様性の保全に配慮した維持管理の方法等については、施設本来の目的をしっかりと考慮した中で今後検討すべき課題であると考えます。

引き続き開発行為等によるみどりの減少が予想される中、特に市街地におけるみどりの確保については、民有地におけるみどりの保全・確保が中心的な課題であると考えます。そのため、様々な媒体を活用してみどりの持つ多面的機能やその効果等に関して周知啓発を行うとともに、保存樹林制度をはじめ特定生産緑地制度の活用等地権者等の協力を得ながら、日常生活にうるおいを与えるみどりの保全・再生・創出に取り組めます。

基本方針1についての説明は以上です。

○会長

基本方針の1について、質問やコメントをお願いします。

○岡田委員

14ページの表について、一番下に緑化ガイドラインの作成という項目があります。検討休止が長くあり、現在検討中に戻ったようですが、その背景を教えてください。また、進捗状況と今後の予定があれば教えてください。

○事務局

緑化ガイドラインは、コロナの影響で一時期事業として休止し、コロナが落ち着き、他の事業が動いた際にガイドラインの検討を再開しております。

また、進捗状況は昨年度同様、他の市町村の状況の把握等を行い、目標としては今年度中にまとめた上で公表したいと考えています。

○岡田委員

ガイドラインは茅ヶ崎市の調和に直結すると思うので、できるだけ早くまとめられた方がいいと思います。

○会長

12ページの都市公園の整備状況、箇所数面積の数値は累積ですよ。実績のものと累積のものが混在しているので、明確にした方が良くと思いました。

○事務局

承知しました。整理いたします。

○事務局

それでは続いて、基本方針2「生きものが生息・生育するみどりの確保」についてご説明いたします。

30ページをご覧ください。

基本方針2では、生物多様性の保全のため、重要な自然環境の保全と生態系ネットワークの形成及び外来種対策等生きものが生息・生育するみどりの確保に関する取り組みを推進しました。

方針1と同様に、「各施策の取組と効果を総括したもの」と、「課題と今後の方向性」に分けてお話しさせていただきます。

31ページの指標の推移に関しまして、表は自然環境評価調査での指標種の確認状況をまとめたものになっております。令和7年の欄には、最新の第4回自然環境評価調査の結果を掲載しております。

32ページをご覧ください。

特に重要度が高い自然環境の確保としては、特別緑地保全地区である清水谷や赤羽根字十三図周辺をはじめとした地域においては、市民団体や教育機関、地元企業等との協働により、生物多様性に配慮した保全作業を実施することができました。その結果、外来種から在来種への植生の変化や、明るい林床への変化が確認できる等、日頃の保全活動の成果が表れています。

表の上から2番目の、清水谷での保全活動は令和7年度は46回、延べ365人が参加いただいております、一つ下の赤羽根字十三図周辺では4回、延べ35人が参加、さらに一つ下に記載がある平太夫新田では、4回延べ145人の方にご参加いただいております。

34ページをご覧ください。生きものが生息・生育するみどりの確保についてですが、表1列目の保存樹林については、相続等の発生による減少傾向が続いていますが、地権者等のご理解・ご協力のもと25件3.2haの保存樹林が継続されており、市街地における生きものの貴重な生息・生育環境及び生息・生育空間をつなぐみどりの確保・保全につながり、生態系ネットワークの維持に寄与していると考えます。

40ページをご覧ください。自然環境評価調査の実施についてです。

令和5年度から継続して実施しておりました第4回自然環境評価調査は、令和7年度末までに調査を終え、取りまとめを行いました。調査方法としては、樹林地、草地、水辺、海岸という環境ごとに、その種の生息・生育が見られれば「良好な自然が維持されている」と判断できる生物種から代表的なものを「指標種」として選び、植物、昆虫、鳥類、両生類・は虫類、哺乳類、魚類の分類群に分かれ、その生息・生育状況を地域ごとに調査・記録しました。調査の結果、全体の傾向として草地指標種の確認種数減少が目立つ一方、環境の変化が起き、その結果として指標種が減少した箇所もありました。

続けて、課題と今後の方向性について申し上げます。30ページの下段をご覧ください。

生物多様性の保全に向けて、市民団体をはじめ地元企業や教育機関等と重要な自然環境の保全や外来種の拡散防止、生態系ネットワークの形成に取り組み、在来種への植生の変化や林床環境の改善が見られる等保全活動の成果が表れているため、関係機関等との連携による継続的な保全活動に取り組みます。

レッドリスト種の保全については、開発行為等に伴う代償ミティゲーションを実施し、種の保全につながっていると考えますが、より一層の保全に向けた関係機関への周知・啓発を行っていきます。また、外来種対策については、特別緑地保全地区である清水谷や赤羽根字十三図周辺において、市民団体や教育機関等と駆除作業に取り組んでいます。今後も外来種の拡散防止対策や情報を発信していきます。

第4回自然環境評価調査の結果については特に重要度の高い自然環境を有する地域等の最新の状況を把握するとともに、自然環境の保全・活用のための施策に繋げることができるものと考えます。今後は特に重要度の高い自然環境を有する地域の最新の状況について、市民や地域の管理者へ情報共有し、保全の方向性について共に検討していくことが重要と

考えます。

基本方針2について、説明は以上です。

○会長

基本方針2について、質問やコメントをお願いします。

○萩原委員

31ページの自然環境調査での指標種の確認状況で、平成30年と令和7年度で指標種を見直し、増減はありますか。

○事務局

第3回評価調査と、第4回評価調査で指標種の見直しを行ったものがあります。

第4回自然環境評価調査概要報告の8ページに、第4回評価調査の中で指標種として確認を行った生物種のリストがあり、下部の欄外の備考欄に、各分類の中で指標種として見直しを行ったものが記載されています。

例えば、第3回評価調査で海岸指標種であったハマカキランは、丘陵地から山地に分布する、エゾスズランと同一種であることが遺伝子から判明し、指標種から除外したため、経緯と併せて変更したものを記載しています。

鳥類ではキョウジョシギを新しく加え、昆虫ではこれまで長らく確認されていなかったミヤマアカネが近年また確認されるようになり、新たに加え全体分類群6分類の中で、2種類程度平均して入れ替え等を行いました。

○萩原委員

この種数だけを並べると比較が難しいと思います。場所ごとに、例えば目標指標数が定められているのであれば、充足目標種数に対してのパーセントで比較する方がより分かりやすいと思いました。

○岡田委員

進捗状況報告の40ページの草地指標種の確認種数の減少が目立ったということについて、昨年度の44種から41種に減っていますが、これだけでは目立ったとはいえないのではないかと思います。

○事務局

進捗状況報告書の40ページの資料の中だけでは、第3回評価調査と第4回評価調査で、草地指標種の減少については確認できませんが、自然環境評価調査の概要報告の方には記載しており、10ページに草地指標種全体のエリアと、種別の確認状況が記載されています。

全体的に第3回評価調査の種数と、第4回評価調査の種数で、減少しているところの方が多いという印象です。

○岡田委員

資料1だけで、草地指標種の減少が目立ったと断言できないため、概要報告のデータを指し示しながらの方が良いと思います。

○事務局

根拠になっている数字が別の資料を確認しないとわからないため、記載方法については事務局の方で検討します。

○会長

調査地区ごとに概要報告では分析をし、全体の種数は変わらず地区ごとに見ると減少しているのが根拠ですので、記載をもう少し丁寧にする必要があるかと思います。

○萩原委員

ミティゲーションのことについて、ミティゲーションを実施したというところはわかりますが、実施後どうなったかというのが見えにくく、現状をわかるようにすることは必要だと思います。

○事務局

ミティゲーションの実施数はこれまで表に数字として整えて出していますが、その後

の経過については、データを整えて出したことが今までないため、実施したミティゲーションに対して、その後、定着をしているかは大事だと認識しており、公表の方法を検討します。

○萩原委員

ミティゲーションした後、維持するために苦勞して環境管理をしていると思うので、ミティゲーションを行うことの大切さを市民の方にも伝えるいい機会だと思います。

○会長

38ページの外来生物の駆除で3件目、アライグマとクリハラリスの件数は頭数のことですか。

○事務局

はい、その通りになります。

○会長

アメリカザリガニは匹と書いてあるので、頭数の方がいいと思います。

○事務局

はい、承知しました。

○事務局

それでは、基本方針3「みどり与人々がであう協働のしくみづくり」についてご説明します。

42ページをご覧ください。

基本方針3では、緑化の推進や生物多様性の保全に関する情報発信等を実施し、みどり与人々がであい、ふれあう機会の拡充等に取り組みました。

43ページをご覧ください。

基本方針3の指標としては、アンケート調査の結果が指標となっております。

②のみどりの量に関する市民の意識については令和6年のデータが最新となっており、③の生物多様性に関する市民の意識については令和4年のデータが最新となっております。①のみどりの量に関する市民の意識は、計画策定時のアンケート結果となっており、次期計画の改定時のアンケートにて調査を行いデータ収集する予定です。

46ページをご覧ください。生物多様性の保全活動を推進するしくみづくりについてです。

表の上から2番目、令和7年11月に開催した環境フェアでは、市民団体等の日頃の保全活動に関する情報発信とともに、生きものの生息・生育環境の説明やパネル展示等が行われ、人々のみどりや生きもの等に対する興味・関心の向上につながっていると考えます。

52ページをご覧ください。「事業者との連携」です。

表の上から3番目です。事業者との連携について、茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の開催として、保全活動で除草作業を2回実施しました。

オオブタクサやセイタカアワダチソウ等の外来種が繁茂しているエリアにおいて、当該外来種の抜き取りを実施するとともに、在来種を中心に植物の高さを残した除草手法を取り入れることにより、在来植物への植生変化が確認できる等みどりの質や生物多様性の向上につながっています。

続いて表の1番下の「事業者との共催イベント」は令和6年度から実施し好評だった企業と共催のビオトープ観察会及び生物多様性に関する講演会を行い、生物多様性の保全に関する周知・啓発につながりました。

56ページをご覧ください。

企業版ふるさと納税制度については1件、10万円の寄附を頂き、自然環境評価調査の実施に活用しました。

課題と今後の方向性についてご説明します。

42ページの下段をご覧ください。

自然環境評価調査に向けての調査員養成講座等については、調査員の確保及び調査の質を担保するため、調査経験の浅い方に対するサポートや継続的に参加していただくための取組を検討することが必要です。

自然環境の保全活動等に携わる市民団体において、高齢化及び人員不足を課題としている団体も多いことから、市広報紙や地域情報誌等様々な媒体を活用した情報発信に引き続き取り組みます。

市民団体や事業者等の保全活動により、在来植生への植生変化や明るい林床への変化等みどりの質や生物多様性の向上につながっている取り組みについては、引き続き関係者の連携のもと取り組みを進めます。

また、特別緑地保全地区等における自然観察会の実施等、小中学校との連携については、みどり与人々がであいふれあう機会の充実につながるとともに、将来のみどりの保全に向けた大切な取り組みにつながると考えるため、引き続き、教育機関との連携に取り組みます。

自然環境の保全については、行政だけで実現できるものではなく、市民団体や地元事業者、教育機関等との連携が重要であるため、引き続き生物多様性の保全や保全活動の参加、適切な情報発信等取り組みを進めます。

基本方針3についての説明は以上となります。

○会長

質問やコメントはありますか。

○岡田委員

42ページの自然環境評価調査に係る養成講座の件について、調査員になる割合と人数、調査員になるリピーター率がわかれば教えてください。

○事務局

第4回評価調査は過去の3回と状況が違い、養成講座が通常に行われている第3回と、今回の調査までの期間に新型コロナウイルスの流行があったため、間が7年あきました。そのため、前回の第2回評価調査、第3回評価調査の間の養成講座を受講した方の参加率はかなり低い状態でした。第2回評価調査、第3回評価調査の間に行われた養成講座と第3回評価調査、第4回評価調査の間に行われた養成講座の内容もかなり変化があり、第3回評価調査のときには座学と、フィールドワークがそれぞれ1日ずつのかなり充実した内容でしたが、第3回、第4回の間では、コロナ禍の影響でフィールドワークを半日行う講習だったことも影響として考えられます。

第4回評価調査以降の第5回評価調査までの間の養成講座は、これまでのやり方を踏まえ、第4回評価調査自体に初めて新規で参加くださった方がたくさんいらっしゃったため、その方々をつなぎとめておくような内容で構成を考えております。

○岡田委員

大体何人ぐらい分かれますか。

○事務局

第4回評価調査の参加者は115名ほどいましたが、養成講座だけを受けて初めて調査に参加された方は10人もいなかったようです。第1回評価調査、第2回評価調査と、かねてから調査員として続けてこられた方等の割合等々は調べれば分かります。

○岡田委員

養成講座を卒業された方はあまり調査員にはなっていないということですか。

○事務局

養成講座だけを受けて調査入られた方はそれ程多くない印象です。

○岡田委員

調査員になるための条件は何ですか。養成講座を受けることが必須かと思いましたが違いますか。

○事務局

第4回評価調査については養成講座を受講することが調査員として参加いただくための必須条件ではなかったため、調査経験の浅い方が多くいらっしゃったのが実情です。

○岡田委員

実際のところ、申し込んだら調査に参加してもらおうという募集の仕方ですか。

○事務局

それに近いような状態でした。その状況をカバーするために、応募してこられた後に調査員としての経験を積むための練習会を本番の調査を行う前に実施しております。

○岡田委員

今後ずっと続けていくことだと思うので、この養成講座を卒業しないと調査員になれない等を明確にした方が良いと思います。調査員にはレクチャーが必要だと思うので、養成講座をやった方が良いと思います。

○事務局

昨年度に調査が終わり、今年度から養成講座を行う予定です。第5回の調査までの間に、いただいたご意見を踏まえてやり方を検討したいと思います。

○岡田委員

調査のデータのまとめ方については調査員にお知らせしないのですか。

○事務局

評価調査の実施体制について、自然環境評価調査の概要報告の5ページ、2.2の実施体制という図でご説明します。

調査チームを6つのチームに分け、それぞれチーム長がいます。地域の専門家や、調査経験者、新しく調査に参加された方、市民団体の方にも協力いただいて、各チーム構成となっております。

今までの経験者で知識が豊富な方をリーダーとサブリーダーとしまして、その方を中心にとまとめます。具体的には、調査員が調査したものをリーダーが集めて、リーダーの方でまとめて事務局に報告いただくという構成になっております。

チームごとに事前にリーダー会議という打ち合わせを行い、市も一緒に打ち合わせに入り共有を図っています。

取りまとめに関しては、各チーム内での取りまとめが原則ですが、最終的に概要報告にまとめていくための全体の傾向等を、全体の分類群を通して取りまとめるため、分類群を問わずリーダー、サブリーダークラスの方で構成されたミーティングを開き、取りまとめについて協議を行いました。

○岡田委員

調査員は、自分が取ったデータとみんなのデータの傾向について関心があると思います。それが適切にフィードバックされるというのは、リピーターになりたいという思いに繋がると思うので、是非そういう視点が欲しいと感じました。

○鈴木委員

調査員の参加者に年齢規定はありますか。茅ヶ崎市民なら良いという感じですか。

○事務局

調査は、基本的に自然環境の中で行いますので、自分の力で調査の時間、歩いて調査に主体的に参加できる年齢ということで、概ね小学生以上の方で年齢の上限は設けずに募集をかけた状況でした。市内在住以外でも良いです。

○萩原委員

確認ですが、分類群ごとでグループ長の方がいるため、それなりに調査制度は担保されてるという認識で大丈夫ですか。調査する時、新しい方は1人では調査しない等のルールはありますか。

○事務局

基本的に調査に行くときにはグループ調査が基本で、グループのリーダーとして、その分類群のリーダーもしくはサブリーダーが先頭を切って率いていきます。

場合によって、例えば鳥類は、時期的に人が集まりにくい年末年始ごろに調査を実施し、リーダーの方もしくはサブリーダーの方が単独で調査を行われたというケースもありました。

○萩原委員

かえって人数が少ない方が、調査精度が上がることもあるので、それは一概に評価しにくいと思います。

43ページのアンケート結果という表で、みどりの量に関する市民の意識については、令和6年度は調査しなかったということですか。平成29年以降、調査していないようにみえます。

○事務局

市民アンケートは毎年でなく、改定のタイミングで行うこととしています。これから改定に入りますので、今年度、市民アンケートを実施する予定です。

○萩原委員

比較するなら同じ項目で比較した方が良いことと、市民アンケートに対する回答数が大きく変わると、割合にするとそれなりのずれが起きてしまうと思うので、全体の回答数を記載した方が良いと思いました。

○会長

確認で、56ページの新たな財源の企業版ふるさと納税は、2022年からスタートし自然環境評価調査事業を扱っているということは他の項目も選べるということですか。

○事務局

企業版のふるさと納税はあくまで事業に対して寄附を頂いており、令和5年度から7年度の企業版ふるさと納税は自然環境評価調査事業に対してのメニューになります。

茅ヶ崎市として他の事業もありますが、1つの選択肢として自然環境評価調査事業ということで掲載し、企業の方から寄附をいただきました。

○会長

企業にはどのようにPRされていますか。他の事業への寄附と比較すると件数として多いのかを知りたいです。

○事務局

実際に載せているのはイメージの図画像をパンフレットとして掲載しております。どれぐらいの割合かすぐにはお答えできませんが、事業においては比較的多いところや、1件程度というところもあると認識しております。

○会長

表現についてはもう少し内容が分かるように工夫した方が良い気がします。

○事務局

わかりました。

議題２ 期末評価（方針１）

○事務局

それでは、議題２に入る前に期末評価の諮問につきまして、すでに一ノ瀬会長にお渡ししております書面にて執り行うことにいたします。

今後、みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略の改定を予定しており、改定にあたり現行計画のこれまで行ってきた期末評価を行います。みどり審議会では事務局が整理した期末評価についてご審議頂き、成果や課題、次期計画へ引き継ぐべき事項等についてご意見を頂きたいと考えます。つきましては期末評価についてご審議くださいますよう諮問いたします。なお、諮問は今回の期末評価の方針１のみではなく、方針３まで継続して行うこととなりますのでよろしくお願いいたします

○会長

私の手元に書面にて諮問をいただいております。

ご説明があった通り、方針１から方針３までの全体をまとめて、最終的に答申案として作ります。

○事務局

それでは、議題２ 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 期末評価スケジュールについてご説明いたします。

こちらは令和８年４月～令和９年５月までのスケジュールをお示ししたものです。

まず、左側の「みどり審議会議題案」の欄をご覧ください。

令和８年度に審議会を３回開催しまして、期末評価を行いたいと思います。

第１回では基本方針１、第２回では基本方針２、第３回では基本方針３の振り返りをを行います。それぞれの振り返りの後、審議会での意見を取りまとめ資料の修正版を作成していく流れです。そのため、基本方針１の修正版は第２回目の審議会にて行い、基本方針２の修正は第３回目の審議会にて行い、最後の、基本方針３の修正は３月頃に書面回議にて行う予定です。

それぞれのまとめを行い、完成版の作成ができましたら、令和９年度の５月頃に期末評価の「答申」とさせていただきます予定です。

続いて右側の「実施予定」の欄をご覧ください。

こちらは事務局が今後行う予定となっているもので、令和８年８月～１０月頃に市民アンケートを実施し、とりまとめを行います。こちらの内容につきましては後ほど議題の方でご説明させていただきます。

令和９年１月２２日にはみどり審議会の委員の改選がございまして、令和８年１２月～令和９年３月頃までの期間に市民団体のヒアリングを予定しております。市民団体のヒアリングの方法等につきましては、次回、第２回審議会での議題とさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和８年度から令和９年５月までのスケジュールに関しては以上のような流れを想定しております。

○会長

スケジュールの中にある修正の確認について、１回目の議論の際に出た意見を取りまとめ、それにまたご意見をいただくということで良いですか。

○事務局

そうです。

○会長

まとめますと令和９年５月に答申をまとめて市長にお返しするということになります。それまでの間、３回に分けて議論をします。

今日は全体像と方針１について、この後ご説明をいただいて、皆様の意見をいただきます。

○事務局

それでは「全体の振り返り」についてご説明いたします。

本計画は令和元年からの取り組みであり、既に計画期間の終盤に差し掛かっております。この時期に改めて計画全体を俯瞰し、これまでの進捗状況や社会情勢の変化との関連性を総合的に振り返ることは、今後の残りの期間、そして将来の計画策定に向けて重要であると考えております。

そこで、まず個別の基本方針ごとの振り返りに入る前に、これまでの取り組み全体を総括し、概要をご説明させていただきます。この全体像をご理解いただくことで、その後の各基本方針に関する詳細な議論をより深めることができるかと存じます。

まず、本計画の将来像でございますが、「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」という将来像を掲げております。基本理念としては「私たちの生活と生物多様性を支えるみどりを、協働により次世代に継承していくこと」で、この理念をもとに「人々が身近にふれあうみどりの充実」「生きものが生息・生育するみどりの確保」「みどりと人々がであう協働のしくみづくり」の3つを基本方針と定めております。計画期間は令和元年（2019年）から令和10年（2028年）までの10年間です。

に、計画策定時からの社会情勢の主な変化についてご説明いたします。長期間にわたる社会情勢の変化が茅ヶ崎市に与えた影響と、それに対する市の取り組みを振り返ってまいります。

気候変動の深刻化に対しては、記録的な豪雨による河川の氾濫対策として県が遊水地計画を進めており、市は湿地環境の保全・回復にも取り組んでおります。

人口減少・高齢化により農業従事者や市民団体の高齢化が進み、農地の維持管理や保全活動に困難が生じておりますが、援農ボランティア制度等の活用により人員確保に努めております。

企業の自然資本への関心の高まりを受け、相模川河畔林のプロジェクトには地元の企業の参加も見られ、みどりの保全に重要な役割を果たしていただいております。

猛暑・熱中症対策としては、コンクリートに覆われた市街地でのヒートアイランド現象対策としてみどりの重要性が高まる中、本市では街路樹や公共施設の緑化、そして道の駅整備事業でのポケットパーク創出等を行いました。

続いて、こちらのスライドは、令和元年から令和7年までの間で、みどりに関する法令等の変化と、それに伴う茅ヶ崎市での主な出来事をまとめたものでございます。

令和元年には森林環境譲与税が導入されたことにより、本市では森林環境譲与税を、特別緑地保全地区の保全活動委託やナラ枯れ対策に活用しました。

令和2年～令和4年ころは新型コロナウイルス感染症の流行、生産緑地の解除等がありました。実施計画が策定されないといった市の事業の縮小傾向や、保存樹林・樹木の新規指定中止、自然環境評価調査の一時中止といった課題もございました。

令和5年には都市緑地法の改正による緑地の機能維持増進、まちづくり GX（まちづくりを通じて脱炭素社会を実現）、等が主な変化として挙げられます。令和5年から令和7年にかけては清水谷の重点伐採を行い、令和5年から第4回自然環境評価調査を実施しました。

令和7年には地域生物多様性増進法の施行である 30by30 やネイチャーポジティブ、「自然共生サイト」が法的に裏付けられ、本市でも既に2件登録されています。

次に、市が進めてきた主な取り組みの内容でございします。

方針1では、小出川遊水地の工事着手対応、公園整備事業、公共施設の整備に伴う緑化等を進めております。その中でも、小出川の遊水地の工事着手の対応については、工事着手前に指標種等を退避するためのミティゲーションや、土壌に含まれる種子ごと保存するという取組を行いました。公共施設の整備としては、市役所前広場の植物について、整備後に、生育しなかった樹種の植え替えを令和3年に行い、根付くように取り組んでおります。

方針2においては、自然環境評価調査、外来種駆除対策、人材育成にも力を入れております。令和7年度には、第4回自然環境評価調査を行い、調査結果をまとめております。外来種駆除の対策については、外来種のモリアオガエルの駆除について、清水谷において取り組んだ結果、以前と比較してモリアオガエルの卵が減っている印象です。また、アメリカザリガニの駆除についても同様に行っており、外来種駆除に貢献しています。

方針3では、生物多様性、市民協働、資金の充実に取り組んでいます。生物多様性の取組としては、企業と共同でビオトープ観察会を行い、夏休み中の子どもたちに向けた森林の普及啓発イベントを開催しました。市民協働としては、市民団体との保全活動を行っております。

次のスライドにございます写真では、市役所前広場の整備状況、小出川遊水地の保全活動の様子、特別緑地保全地区の森林整備、自然環境評価調査の様子をご紹介します。これらは、緑地の維持管理や生態系保全に向けた市の取組になっております。

このスライドの計画の将来像に向けた現状認識についての3つの観点は、計画に基づいた視点となっております。それぞれ、いくつかのデータを用いてご説明いたします。

グラフの赤い線は、現行計画の改定時期を示しております。

また、それぞれのグラフは平成24年のデータから示しておりまして、理由としましては都市の変化を把握するには、5年ごとのデータではスパンが短いためより長期のデータによって変化を把握しやすくしております。

「計画の将来像に向けた都市（まち）づくり」の変化の把握としては、都市計画区域における公園の整備率と自然的土地利用の割合からみます。公園の整備率は平成24年と比較しますと増加しておりますが、自然的土地利用の割合は減少しています。

次のスライドの「人々の生活を支える基盤」については、まちを使う人の意識・満足度の把握として、公園・緑地に対する市民の満足度・重要度調査の結果、平成29年度以降ゆるやかに増加傾向にあります。

「豊かな生態系が形成」については、自然環境評価調査における指標種の確認数や、自然・生物に対する市民の満足度・重要度調査から現状を把握しております。自然環境評価調査の令和7年度の指標種の確認数は前回の平成29年度より減少しておりますが、極端な減少ではないと見受けられます。

自然・生物に対する満足度・重要度調査においては、平成29年までと比較すると、令和元年以降、特に重要度が高い数値になっていることが分かります。

これらのデータは、みどりの基本計画の改定にあたり、都市の変化を把握し、今後の施策に繋げる重要な指標となります。なお、一部のデータは最新のものが令和9年に反映される予定でございます。

最後に、全体の総合評価と今後の取組の方向性について申し上げます。

全体の評価として、計画の基本理念と目標は現代の社会情勢においても依然として妥当であり、小出川の遊水地計画や、公共施設の整備に伴う緑化等の取り組みも一定の成果を上げてしていると評価できます。

また、森林環境譲与税活用による特別緑地保全地区の公有地化や、自然環境評価調査の実施は「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」という将来像の実現にも寄与しています。

今後の取組の方向性としては、気候変動による生態系への影響や人口減少・高齢化といった社会課題に対し、みどりの果たす役割がますます重要になっている現状も認識されています。

今後は、みどりが有する様々な機能を活用するグリーンインフラの考えのもと、みどりの量の維持・確保を基本としながら、質の向上に移行していく必要があります。また、生物多様性の保全と市民生活の快適性の両立を図り、より質の高いみどりのネットワーク形成を目指します。

全体の振り返りの説明については以上です。

○会長

私からいくつか補足をさせていただきます。

みどりの基本計画の冊子の20ページに計画策定時の人口のトレンドの予測があります。茅ヶ崎市としては2020年をピークに人口が減少していく予測で、一方で資料4の7ページに実際のトレンドがあります。令和7年あたりが24万人を切ってるはずだったのが、資料4の7ページの方の図は24万人ですので、コロナ禍で当初予定していたような人口の減少をしてないということが、当時予測していたのとは違うトレンドかと思います。

次に、計画の冊子の24ページを開いていただくと、緑被率の推移が下の方の図にあります。このデータの最新のものが今手元にありませんが、調査は今年度やりますか。

○事務局

来年度の予定です。

○会長

ということですので、こちらでも計画の策定当時、航空写真を使って分析をしてるのが25ページの地図で、こちらは多分減少しているだろうということが予測されます。

その上で改めてみどりの基本計画の64ページに、当時指標として計画をしたものが出てきます。いずれも目標にたどり着いていないという現状があるのは大きな意味では全く否定できないところですが、例えば、都市公園の確保目標は1人当たり何平米ということを目指していますが、人口が増えていると公園が増えてもほぼ減っていることになってしまうというデータが出てきます。1人当たりの人口じゃなくて公園の整備率を書いた上で着実に上がっているという報告ですが、もし人口で割ると、そうは見えない部分になってしまうということです。

もう1つ、最新の緑被率のデータがないと申し上げましたが、もう一方で、資料3の5ページの上の方、「農地、山林、水面、荒地等の自然的土地利用の割合」のグラフで、土地利用の割合は減っています。これは、農地や民有地の緑が、減少していくということです。北部であれば農地、南部であれば市街地の中の宅地の緑が減っているということです。

いずれも市がコントロールしえないところでもあります。緑の減少の大きな理由になってくると思われます。

○岡田委員

人口減少が予想と違い減少していないということですが、それは茅ヶ崎市だけなのか、近隣の藤沢市等も同様ですか。また、人口減少の今後の見通しは出ていますか。

○事務局

茅ヶ崎市は、都市マスタープランを改定する上で人口推計を行いました。その推計から大きく変わったのはやはりコロナ禍で、湘南エリアである茅ヶ崎市は都心からの移住が増えています。藤沢市等の近隣市も増えていると記憶しております。

ただ、茅ヶ崎市としてはコロナも落ち着き、増加傾向が止まり、推計においてはまた今後、国の方の調査が終わりましたので、それをもとに推計を行っていく予定です。

○会長

みどりの基本計画と平行して都市マスタープランも改定をするので、そういう意味では、この先の予測は、もしかするともうちょっと先になれば出ますか。

○事務局

都市マスタープランも同じ時期に改定を考えていますので、人口推計は同じようにみどりの基本計画にも掲載したいと考えております。

○鈴木委員

都市公園の1人当たりの面積というのは地区別で鶴嶺地区や松林地区がありますよね。円蔵、西久保、松林等、人口が増えている自治会もあります。

西久保地区は右肩上がりです。どんどん人口が増えています。そういう地区の人口が増えると1人当たりの面積がどうなるのか分かれば教えてください。

○事務局

現行の都市マスタープランでは、地域毎に人口推計を掲載していますが、公園面積は算出していません。今後、都市計画課の方で解析業務を行っていきますのでそちらも合わせて、検討していきたいと思います。

○久保田委員

1人当たりどのくらいみどりがあると心地良い空間と感じられるのかわからないと思います。住んでいる実感だと、例えば、市役所前広場は以前よりもみどりが増えて、心地良いと思います。浜見平は団地の建て直し後もみどりが多くなり、すごく心地が良いみどりです。

反対に、駅前や市街地の中では心地良いみどりが感じられないので、どれくらいみどりがあれば心地良いのかというのを教えてもらいたいです。

また、谷戸地域の方は、みどりを見ると気持ち良いですが、心地良さには少し足りないと思います。

みどりの面積だけではなく、配置の仕方やそこにあるもので心地良さが変わると感じています。

新しくできた博物館は、心地よい空間ですが、アクセスが不便だと感じます。心地良い環境と、アクセスで変わると感じます。

グリーンインフラという言葉についてどのように考えているかと、その気持ち良いみどりの面積についてどう考えているかを教えてください。

○事務局

都市公園等の1人当たりの面積の目標値は国で数字は決まっており、茅ヶ崎市はその数値からほど遠いというところになります。

みどりについて、心地良さというのはそれぞれ人によって感じ方も違い、みどりが多くあっても何も手入れされておらず、くず等が生い茂っていると、それを見ても気持ち良いと思う方は少ないと思います。

今後の市民のアンケートの中にも、どういうところのみどりは心地良いと感じますかということを聞いて、把握していきたいと考えています。

景観計画の方も景観みどり課で担当しており、同時期に計画の改定を控えております。現在、茅ヶ崎の景観について、駅周辺のみどりについてどう思われますかという内容でアンケートも実施しております。

駅周辺にみどりが足りないと感じている方もいるのではないかと、考えているところです。

国では、みどりが何%あると居心地が良いと感じるかというパーセンテージも出しているようですので、数字も後程情報提供させていただきます。

また、先ほど博物館の方に行くと居心地が良い等、居心地の良さを、景観計画の中でも作っていく場所づくり、居場所づくりとして考えております。特に公共施設の中では、そこに行っていただくと、居心地が良いなと感じていただけるよう計画をしているところで、民間の開発のご相談の中でも、ベンチやみどりの配置について提案しています。

○会長

みどりがどの程度あれば心地良いかは色々なところで議論がされています。

また、アクセス性も重要で、公共交通機関で行くことができるかどうかというのも、非常に重要な視点だと思います。

○萩原委員

虫が出てきたり、スズメバチが多く飛んでいる、生物多様性が非常に維持されてるところを市民全員が心地良い場所かどうかと思うと、そうではないと思います。一方でそういった場所は、人がこれから先、長く生きていくときにはとても重要な役割を果たす場所というところです。そうやってしまうと市民の方がどれだけ理解してくれるかということに繋がるため、教育というのは非常に重要だと改めて感じました。

茅ヶ崎市が今現在みどりに対して取り組んでいることを市民の方によりわかりやすく伝

えるということが非常に重要だと思ったと同時に、アンケートで聞くことはとても重要な役割を果たしていると認識しました。

質問で、資料3の2ページにある、計画策定時からの社会情勢の主な変化は重要だと思っていて、令和7年の自然共生サイトへの2件登録とありますが、自然共生サイトという仕組みを市としてうまく使うという戦略等があれば、教えていただけたらと思います。

○事務局

今時点では戦略的には手を付けられていない状況になっています。ただ、市民の方や企業も含めて、関心が高い方はご自身で環境省の方に申請し共生サイトに登録しています。

市としても今後、そういった取り組みを増やしていきたいと考えていますので、こういった形でPRしたら良いのかは、今後検討していきます。

登録の2件目はJPOWERさんのビオトープで、そちらにつきましては記者発表しております。

一昨年度からビオトープの観察会もJPOWERさんと茅ヶ崎市と共同で開催しており、自然共生サイトについて企業の皆様も賛同していただいております、今後も普及できれば良いと考えております。

○萩原委員

5ページの計画を推進してきた将来像への現状認識3の「農地、山林、水面、荒地等の自然土地利用の割合」で、こちらを維持するのにはとても役立つ仕組みとっております。

茅ヶ崎市は、工場含め、ゴルフ場も大きいものが3つあるので、そちらの方にも登録していただけたらまた将来がさらに良くなるのではないかと個人的に思った次第です。

○会長

そういう意味では文教大学も是非と思います。

萩原委員にご指摘いただいた点は、やはり非常に重要なポイントかと思います。どういうみどりが心地良いのかというのもそうですし、みどりや自然の解像度が上がると、より見方も変わるということもあり、それが教育と絡めてというお話かと思います。

最近そういう意味ではみどりの質の議論は色々な形で頻繁になされています。最近読んだ論文ですと、アメリカの高校の研究で、芝だけとか非常に人工的なみどりよりも、豊かな自然が見える教室では、豊かな自然の方の子供たちの成績が良いという結果でした。同じようにみどりの量が見えると言ってもそれもまた意味が違うようです。

量より質に目を向けていくというのは、ご指摘いただいたように重要なところだと思いますし、それと絡めて教育の意味というのは重要かと思います。

○事務局

それでは、茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略の期末評価報告の案について、方針1を抜粋してご報告いたします。

表紙に記載のある通り、委員の皆さまには2点についてご意見をいただきたく存じます。

1点目は、5ページから8ページにかけての「計画の進捗状況を確認する指標」およびそれに対する自己評価に対するご意見です。

2点目は、9ページ以降の各施策の振り返りについて、特に気になる点があればご意見いただければ幸いです。

それでは、この報告書の構成について説明をさせていただきます。

2ページから4ページに関しては、計画の冊子に記載があるとおり、計画の位置づけと、期末評価の実施方法、施策の体系についての説明でして、これまでの報告の際にもご説明しておりますので、今回は割愛させていただきます。

5ページから9ページはのちほどご説明いたしますが、基本方針1の指標についてと自己評価が記載されております。

10ページ以降につきましては、基本方針1に基づく施策1から施策12まで、それぞれの施策に対しての取組内容等をまとめたものになります。

10ページをご覧ください。

オレンジ色の枠に記載がある内容は、計画の冊子に記載があります施策の内容です。

取組内容に関しては、施策に対する今までの取組内容を文章にしてまとめたものです。

事業の進捗状況は、グラフがあるものと、表としてまとまっているものがありまして、表の中の「活動内容」から一部抜粋して、グラフにしております。抜粋の基準としては、数値の増減が事業の進捗状況とより深く関わっているものを選び、視覚化することでより見やすくしております。表の活動内容自体は、平成31年度から令和7年度までの実績を記載しております。

12ページをご覧ください。

最後に自己評価としては、平成31年度から令和7年度までの実際の活動内容を振り返り、施策の内容に対して、成果や課題、今後の方針についてまとめたものになっております。

施策1～12まで、それぞれ同じ構成になっておりますので、それぞれご覧いただければと思います。

最後の39ページは今回の審議会でのご意見を踏まえ、事務局にて取りまとめを行います。

5ページ目をご覧ください。

「4 基本方針ごとの期末評価」になりまして、基本方針1についてご説明いたします。

5ページの表は、先ほどの令和7年度の進捗状況報告書でご説明しましたものと同じになります。

こちらのデータをグラフで作成したものが、1枚めくっていただきまして、6ページ、7ページに掲載しております。

グラフの傾向について、ご説明いたします。

6ページ上段の「市街化区域面積における緑地面積」と、「都市計画区域面積における緑地面積」、それぞれの実数値は青い線で示しており、赤い線が目標の値を示す線です。目標値は令和10年の数値を示しており、2つのグラフ両方とも実数値が減少傾向のため目標値には届いていない現状です。

7ページの「都市公園の一人当たり面積」と、「都市公園等の一人当たり面積」は平成30年の数値から現状維持の傾向にあるため、目標値に近い数値となっております。

これらのデータを含めまして、基本方針1のまとめを次のページに記載しておりますので、8ページをご覧ください。

基本方針1の自己評価についてご説明します。

自己評価の内容について、文章が長いので少しまとめて説明させていただきます。

本市では、都市計画区域での緑地の確保に力を入れており、特に市街化区域では、特別生産緑地の指定を行い、保存樹林制度を活用して25件、3.2ヘクタールの緑地を所有者の皆様のご理解のもと維持管理しています。

また、特定開発行為の際には、一定の緑化スペースの確保や在来樹種の植栽を求めらることで、質の高い緑地づくりを推進しています。しかしながら、都市計画区域全体の緑地面積の割合は、基準年度の18.48%から現況の17.94%へとわずかに減少しています。

市街化区域でも8.62%から7.92%へと減少傾向にあります。この減少の背景には、土地所有者の高齢化や相続税負担、宅地の細分化等の課題があります。

さらに、近年は住宅地での樹木の繁茂や日照障害等の市民からの声も増えており、緑に対する価値やニーズが多様化している状況です。

一方で、市民が利用できる都市公園等の緑地面積は、おおむね一人当たり4.9平方メートル～4.98平方メートルを維持しており、市民が利用できるみどりの場の確保に努めています。今後も、開発時の緑地確保の働きかけに加え、民有地の緑地が持つ公益的価値の周知や、所有者・地域・事業者の理解促進に努めていきます。

また、既存の緑地の保全と活用のあり方を検討し、生物多様性に配慮した緑のネットワーク形成を進めてまいります。

基本方針1の自己評価は以上です。

○会長

今の時点で、先ほどいくつか補足のお話もしましたが、例えば5ページから7ページまで図や表がございますが、先ほど私からも補足させていただいたような背景があって、今こういう数値になっているというところもあります。もう一方で、7ページの公園の1人当たりの面積について、人口は増えていますが、実はそこそこ目標値に近いところになっているという状況もあるかと思います。

例えば35ページの12に市街化区域内の農地の保全という意味で、どんどん農地が減少している様子も見られると思います。

鈴木委員、農地についてコメント等をいただけたらと思います。

○鈴木委員

農地が減っていると言われていますが、後継者がいないということです。あと、農業所得が低いということです。この辺が一番の問題だと思います。この辺を解決しない限りこの農地は減っていく一方だと思います。

奇麗事を言っても結局は、百姓をやって食べていけないと税金を払えないので、手放すしかないという方向です。本当はそういう農地を一般の人が使えるような法制ができて、楽しんでもらえればいいと思います。より一層取り組まないと、そういった現象は止められないと思います。

○会長

例えば36ページの上の図は援農ボランティアについてで、市民農園も設置数自体は減少しているので、農家さんが貸せる場所がないということですか。なかなか難しい問題かと思っています。

○岡田委員

8ページの住宅地における樹木の繁茂や落葉は、マイナスのみどりのイメージのことを書かれていると思います。先ほどのみどりの心地良さという話の続きで、例えば藪化したようなところというのは心地良くはないので、過去の研究にもまばらなみどりの方が心地良いという文献を見たことがあります。みどりの心地良さについては、アンケート等でも明らかにするのが良いと思いました。

○会長

私から1点ですが、もともとみどりの基本計画は、自治体がある程度コントロールする公園や、公共性が高い空間の緑化だと通常は議論されてきていますが、先ほどの農地も

その典型の例で、民有地の目的自体が緑化をするものとは意味が違うので、経済的な状況や様々な状況で変化していくことによって減少しているということです。

民有地のみどりも似たようなところがあると思いますが、例えば宅地のみどりやマンション、アパートに対して茅ヶ崎市はそういったところのみどりを守るための施策は、保存樹木の取組ぐらいですか。

○事務局

保存樹木、保存樹林の指定や、マンション等の一定の特定開発を行う際には、15%確保してください等、条例の中で指導しています。

そのような取組でみどりを増やし、また、建て替えたいといった際にご相談をいただくので、なるべくみどりを残した形でできませんかという提案をしています。

○会長

民間の場合によっては、今地価が高いので、広い土地に緑化するのは本当に厳しいと思いますが、藤沢市のように新築をされると記念樹を差し上げている等、インセンティブを与えるというのは、これまでされていますか。

○事務局

茅ヶ崎市でも10年程前には、新築を建てられた方には記念樹ということで一本差し上げていました。また、生け垣の緑化を行った際には補助金を出していました。生け垣にして維持管理でお金がかかるので、少しばかりですけど補助制度を過去に色々行ってきたところです。ただ、コロナの影響で、今は事業がありません。

○会長

それは効果がないという評価というよりは、コロナ等で予算的な制約があり事業自体がなくなったということですか。税金をかけてやる以上は、本当に効果があるのか検証し、効果がないのであればそれに税金を使うというのは利にかなっていないと思います。

○萩原委員

自己評価のところで、生物多様性ちがさき戦略というところなので、可能な範囲で、茅ヶ崎市自然環境評価調査から読み取れたことを加えても良いのではないかと感じました。

農地の減少は、草地の減少とリンクしている部分もあると思うので、草地性の生きものの分布が減ってしまった裏づけになると思いました。

○会長

それは周辺の農地が減少してるからというような視点ですかね。

○萩原委員

スズメやバツタ、キリギリスの減少も出てくると思います。

○会長

概要版の分析としては遷移が進行したことで、草地性の生きものが減っているという分析ですね。

ですので、その周辺でも農地的な環境が失われることによって、その影響が場合によってはその調査してる場所に出てるのではという指摘だと思います。

○岡田委員

草地の分布や割合は出てと思うので、どのぐらい減少したとかというグラフは書けますか。

○会長

みどりの基本計画の24ページの「緑被率の推移（緑被区分）」の自然草地の増減で、2010年から2015年には半分近く減少しているように思います。

議題3 市民アンケートの項目案

○事務局

それでは、議題3 「茅ヶ崎のみどりについてのアンケート」についてご説明いたします。

それでは資料5をご覧ください。

本アンケートは、令和8年8月1日～1か月間、ウェブアンケートを中心に行う予定となっております。実施の目的としましては、3点ございます。

1点目は、現行計画の策定時に実施したアンケート結果と比較し、変化や傾向を把握することです。

2点目は、時代の変化や社会状況の変化により、市民の「みどり」への意識や関わり方がどのように変わっているか、最新の実態を確認することです。

3点目は、前回より「生物多様性」の観点を掘り下げ、市民の理解度や関心の状況を把握し、次期計画に反映させることです。

以上の3点を目的としています。

それでは、アンケートの内容についてご説明します。

今回はみどり審議会での資料とするため、まとまった設問のあとに「趣旨」という欄を設けまして、こういった意図を設問に反映させたいかということに記載しております。実際のアンケートでは「趣旨」の欄を除いて掲載します。

はじめに、設問1と2はアンケートの回答者の情報として、お住まいのエリアと回答者の年代について伺います。

続いて、「みどりを守る」という内容についての設問は3～5が該当しております。

この中で、設問4では茅ヶ崎の「みどりの質」についてどのようなイメージであるかを回答してもらうことで、現在のみどりの質に対する調査を行います。

裏面を参照してください。

「みどりを増やす」という内容につきまして、設問6の「みどりが増えているか」という聞き方を「みどりを目にする機会や触れる機会」といった表現に修正し、より具体的な状況を思い浮かべ、回答しやすいようにしております。

続いて「茅ヶ崎らしいみどり」という内容についてですが、こちらは今回のアンケートで新たに追加した項目になっています。

設問8について、次期計画の中に「茅ヶ崎らしいみどり」の内容をどのように反映させることができるか、イメージや魅力についての調査を行います。

設問9と10については、回答者が過去・現在・未来で「みどりに関連する活動」に参加した機会があったのか、また、今後こういった活動が市の取組として必要とされるのかについて調査します。

最後に「その他」という項目について、設問11は前回と変わらず、設問12、13で「生物多様性」の内容について伺います。生物多様性の概念についてだけでなく、より詳しいイメージについての調査を行います。

今回のアンケートは先ほども申し上げた通り、ウェブアンケートを予定しておりますが、紙媒体でのアンケートも用意し、広報8月1日号にて実施の周知を行います。

○会長

先ほどご指摘いただいた、みどりの質に関わるようなものや、茅ヶ崎らしいみどり、あるいは使用したくないと思うような公園について、それぞれある程度盛り込んでいるように思います。

○久保田委員

このアンケートに回答者のメールアドレスは入れますか。

私の仕事のみどりに関係することなので茅ヶ崎市のみどりに関する情報収集をしたいと

ころですが、なかなか自分で情報収集することが難しいため、アンケートに回答する方にはみどりに関する情報も届く等、両方を連結すると良いと思います。

○事務局

方法について検討したいと思います。

○萩原委員

アンケートの解析方法でクロス解析等をされる予定はありますか。

○事務局

自前で行うためどこまでできるかというところではありますが、場所と人数、世代などでクロス解析は行いたいと考えてます。

○萩原委員

アンケートの最初の方の「みどりを守る」等のところの理解度によって、生物多様性の理解度の回答が変わると思い、今後進めていくときにクロス解析されると1つの目安になるのではないかと思います。

○会長

前回の有効回答数はどのぐらいでしたか。クロス集計をしようと思うとそれなりの有効回答数がないといけないと思います。

○事務局

前回は214名の方からご意見をいただいています。今回214名に達しないときにおいては頻繁にSNS等で周知していこうと考えております。

○会長

分析をするためには最低500、できれば1000ぐらいの回答数が欲しいと思います。

議題４ その他（森林環境譲与税の使用実績等について）

○事務局

議題４その他で森林環境譲与税の使用実績等についてのご説明ですが、時間が押していますので、内容についてはご一読をいただき、質問等々ございましたら事務局の方で後日そちらを取りまとめて回答送付させていただく形をとりたいと思います。
以上です。

○会長

基本的には前回ご説明いただいたときから、情報を最新にしていいただいているところだと思います。

議題としては以上となります。

以上